

仕様書

1 案件名称

中之島通等における街路灯の屋外広告物製作及び掲出等業務

2 業務の目的

2023 年 G7 大阪・堺貿易大臣会合（以下、「会合」という。）が、令和 5 年 10 月 28 日（土）・29 日（日）に開催される。「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」（以下、「発注者」という。）では、会合の理解促進・機運醸成を図るため、中之島通等における街路灯吊幕（バナーフラッグ）を掲出するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和 5 年 11 月 17 日（金）まで

4 履行場所

本件業務の拠点となる事務所は、受注者が確保すること

5 委託内容

(1) 屋外広告物のデザイン作成

発注者が別途、提供するデザインイメージとイラストレーター用データ（ai データ）を下に、コンテンツの配置や一部修正など、発注者の指示に従い、デザインデータを作成すること。作成する屋外広告物は以下のもとする。掲出するために必要なハトメやロープなども含めたデザインとする。なお、デザインデータの作成過程でサイズの変更が必要になる場合は、必ず発注者と協議し、了承を得ること。また、ロゴデザインについては、発注者が指定する色（CMYK）を使用し、フォントは提供するデータのものを使用するものとする。

(2) 屋外広告物の製作

(1) で作成したデザインデータを基に、下記に記載の仕様・数量で広告物を製作すること。

吊幕（バナーフラッグ）仕様

項目	仕様
サイズ	H1,950×W650
インク	インクジェット出力、両面印刷
生地	厚み 0.47mm 遮光ターポリン
穴位置	ハトメ 4 カ所（縫製仕上げ）
裁縫加工	周囲裁縫（上部のみ 2 本縫製）

数量	116 枚 (232 面)
----	---------------

(3) 屋外広告物の設置・撤去及び廃棄

- ・屋外広告物が掲出されるべき期間は、令和 5 年 10 月 16 日（月）～令和 5 年 10 月 29 日（日）とする。それぞれの掲出期間に間に合うように設置作業時間を考慮すること。
- ・バナーの設置・撤去作業については、道路占用（大阪市建設局）及び道路使用（警察）の許可によるため、夜間対応等の条件が提示された場合はそれに従うこと。
- ・撤去については 10/30（月）以降となるが、できる限り早急を実施すること。なお、遅くとも 11/1（水）までには撤去を完了すること。

(ア) 掲出

- ・別紙掲出位置図を基に中之島通及びあみだ池筋に吊幕（バナーフラッグ）を設置すること。
- ・吊幕用設置金具・紐については、受注者にて準備すること。

(イ) 廃棄

- ・屋外広告物の撤去後、関係法令や条例等に基づいて適切に廃棄を実施すること。広告物の廃棄にかかる費用は、受注者側が負担するものとする。なお、発注者から求められた場合は、適切な廃棄の実施にかかる手続きがわかる資料や証明書等を速やかに提出できるようにすること。

(ウ) 特記事項

- ・掲出・撤去等業務に要する機材等の負担は受注者の負担とする。
- ・掲出・撤去に関し、路政課や警察等関係機関に道路占有や使用許可等の届出が必要になる。届出自体は発注者側が実施するが、届出等に必要な図面や資料については、受注者の負担で作成・印刷をすること。
- ・掲出・撤去の際に作業前後で写真を撮り、作業状況が分かるようにして、発注者側から求められた場合、速やかに提出できるようにすること。
- ・道路灯への設置については、道路占用（大阪市建設局）及び道路使用（警察）の許可によるため、指示等があった場合は、それに従うこと。また、発注者に速やかに報告すること。
- ・暴風警報等で撤去を求められた場合は速やかに撤去すること。
- ・設置に関して、信号機や標識の見通しを妨げないように配慮すること。
- ・歩行者の危険防止や広告物の品質を確認するため、巡回し点検を行うこと。

6 成果品

本業務における成果品を令和 5 年 11 月 10 日（金）までに「7 納品場所」へ提出すること。

(1) 屋外広告物のデザインデータ

(ア) データ形式

PDF 形式、PNG 形式、Illustrator 形式（Adobe Illustrator CS6 以下のバージョン）

(イ) 屋外広告製作物一覧

屋外広告物の名称・写真・材質等製作仕様、掲出場所・期間などが分かる資料

(2) 設置・撤去作業実施報告書

作業の実施にあたり、作業前後の状況を写真で撮影し、作業内容を記録した報告書

(3) 廃棄にかかる適正実施報告書

屋外広告物の廃棄にかかり、法令・条例等に準拠した旨を明記した報告書

(4) 業務完了報告書

なお、成果物を納品する記録媒体（USB メモリ）については、納品する際必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、発注者の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講ずること。

7 納品場所

2023 年 G 7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局（担当：樋口）

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 5 階

電話：072-225-4112 FAX：072-225-4521

8 その他

- ・見積書の作成にあたっては、本仕様書の内容を十分検討すること。
- ・見積書宛名は「2023 年 G7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 会長 吉村 洋文」とする。
- ・受注者は、発注者から提供されたデータを第三者に知らせ、または、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- ・発注者が提供したデータは納品するまでの間、紛失又は棄損することなく保管しなければならない。
- ・受注者は、本業務により取り扱う情報・資料等及び製作物の取扱について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止のため適正な管理をしなければならない。また、業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは最小限とし、使用後は廃棄しなければならない。
- ・本契約に基づき受注者が作成したデザイン及び成果物に係る使用权及び著作権その他一切の権利は、協議会に帰属するものとする。
- ・受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- ・本業務に関する打合せ、その他この業務に付随する必要な経費は全て受注者の負担とすること。
- ・大阪府グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。

（参考）大阪府グリーン調達方針

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>

- ・納品については、発注者と打合せのうえ、大阪府グリーン配送実施要綱の規定に従い、納品すること。

- ・その他、この仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。